

京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を行う京都府地震被災建築物応急危険度判定士(以下「判定士」という。)の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震による被害を受けた建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判定することをいう。

2 この要綱において「判定士」とは、知事の登録を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

(判定の要請等)

第3条 知事は、判定士に対し、応急危険度判定を行うことを要請することがある。

2 知事は、府内の市町村又は他の都道府県から判定士の派遣を求められたときは、判定士に対し、応急危険度判定を行うことをあつせんすることがある。

(登録の対象)

第4条 判定士の登録は、次の各号の一に該当する者(以下「建築士等」という。)で、府内に在住し、又は在勤するものを対象とする。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第1項に規定する建築物調査員(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の5に規定する特定建築物調査員資格者証の交付を受けた者に限る。)
- (3) 知事が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者

(登録の手続)

第5条 前条に該当する者で、判定士の登録を受けようとするものは、第10条第1項に規定する講習会を受講後1年以内に、知事に対し申請するものとする。ただし、他の都道府県において被災建築物応急危険度判定士の登録を受けている者は、第10条第1項に規定する講習会の受講を要しないものとする。

2 前項の登録申請書(別記第1号様式)には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、知事が添付の省略を認めたものについては、この限りでない。

- (1) 建築士免許証(建築士法第5条第2項)、特定建築物調査員資格者証の写し又は知事が別に定める書類
- (2) 第10条第1項に規定する講習会の修了証の写し又は知事が別に定める書類
- (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さが4センチメートル、横の長さが3センチメートルのもの) 2枚

3 知事は、第1項の登録申請をした者を判定士として適格であると認めたときは、京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録簿(以下「登録簿」という。)に登録するものとする。

(登録証の交付)

第6条 知事は、前条第3項の登録を受けた者に対し、京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録証(別記第2号様式。以下、「登録証」という。)を交付するものとする。

2 登録証の有効期間は5カ年度とし、更新手続きについては、知事が別に定める。

(登録証の再交付)

第7条 判定士は登録証を失った場合、第5条第2項第3号で定める写真を添付して、京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書(別記第3号様式)を知事に対し提出するものとする。

2 知事は、前項の申請を受けやむを得ないと認める場合は申請者に登録証を再交付する。

3 再交付された登録証の有効期間は、失った登録証の有効期間とする。

4 判定士は第1項の再交付を申請した後、失った登録証を発見したときは、発見した日から10日以内に知事に返納しなければならない。

(登録事項の変更)

第8条 判定士は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更があったときは、京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届(別記第4号様式)を知事に提出するものとする。

2 判定士は、登録事項の変更に氏名の変更を含むときは、前項の届出に併せて第5条第2項第3号に規定する写真を添えて登録証を返納しなければならない。

3 知事は、前項により登録証が返納されたときは、届出者に氏名を変更した登録証を再交付する。

4 再交付した登録証の有効期間は、返納された登録証の有効期間とする。

5 知事は、第1項の届出があったときは、登録簿に変更内容を記載する。

(登録の取消)

第9条 知事は、判定士が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 建築士法第9条の規定により免許の取消しを受けたとき。

(2) 建築士法第10条第1項の規定により懲戒処分を受けたとき。

(3) 建築基準法第12条の2第3項の規定により特定建築物調査員資格者証の返納命令を受けたとき。

(4) 前各号に規定する場合のほか、知事が必要と認めたとき。

2 知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、その者を登録簿から抹消するとともに、本人にその旨を通知し、登録証を返納させるものとする。

3 判定士から京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録取消届(別記第5号様式)が提出された場合、知事は、その者を登録簿から抹消するとともに、登録証を返納させるものとする。

4 判定士が死亡し、又は失そう宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する死亡又は失そう宣告の届出義務者は、死亡又は失そう宣告の日から30日以内に、京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録取消届(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。届出があった場合は、知事は、その者を登録簿から抹消するとともに、登録証を返納させるものとする。

(講習会)

- 第 10 条 知事は、府内に在住又は在勤する建築士等を対象に、応急危険度判定に必要な知識及び技能向上のための講習会を実施するものとする。
- 2 知事は、講習会を終了した者に対し、修了証を交付する。
 - 3 判定士は、講習会を受講するよう努めるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 6 日から施行する。